

會學濟經學大國帝都京

# 叢論 經濟

號三第 卷(十四第

月三年四十和曆

## 論 叢

政府支出と所得増加……………文學博士 高田 保馬  
横井小楠の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎  
特殊リンク制の諸問題……………經濟學博士 谷 口 吉彦

## 時 論

支那に於ける門戶開放……………法學博士 末 廣 重雄  
増稅案を論ず……………經濟學博士 汐 見 三 郎

## 研 究

神代に現はれし日本の創造の型……………經濟學士 中川與之助  
公正價格の意義……………經濟學士 中 谷 實  
靜態的貨幣理論と動態的貨幣理論……………經濟學士 服 部 新一  
複式簿記法の形成過程に就いて……………經濟學士 岡 本 愛 次

## 說 苑

ル・プレールの經濟發達階段說……………經濟學士 宮 本 又 次

## 附 錄

彙 報  
外國雜誌論題

(禁 轉 載)

## 複式簿記法の形成過程に就いて

岡 本 愛 次

は し が き

現代の工業並びに商業企業に於ける複式簿記法の重要性を否定する者は何人もないであらう。正確に記帳せられた簿記がなければそれらの企業經營の無統制に落ち入ることは云ふまでもないからである。ところで現代に於てはまることは過去にとつても同様であらう。ます／＼錯綜し激烈となりゆく經濟生活並びに層一層巨大となりゆく企業の要求に適應する簿記法がなかつたならば、資本主義經濟の發展はその出現以來妨げられたであらう。

複式簿記法と現在吾々の指稱するものを記載方法としての性質に於て見れば、その記載對象を「取引」(Geschäfte)と規定し、記載要素を「財産」(das Vermögen)と「資本」(das Kapital)の二個とし、「勘定」(das Konto)なる記載形式を以て記載する方法であるといふことが出来るが、その基礎は十四・五世紀先づベニス<sup>1)</sup>に於て採用せられたいはゆるイタリヤ式簿記法である。<sup>2)</sup>

かゝる簿記法なるものは、會計方法展開史上の一齣(動的記載)として一定の經濟地盤の下に發生完成すべく、又經濟地盤の發展變化はそれに照應する適切なる記載方法(及びその研究)の發達を促すであらうことは考へ得る

1) 以下地方稱呼は小林房太郎、世界地名大辭典に依る。

2) 蟻川博士、會計學の問題、p. 20, 法と經濟第三卷第六號。

所である。簿記法の自己完成・貸借対照表・監査方法の出現はまさにこれに外ならないと云ふべきである。

本稿の目的とする所は、Raymond de Roover の近業、智的技術の起源・複式簿記法の形成とその傳播に就いてなる論文に頼りつゝ、イタリヤ式簿記法の完成する過程を、主要なる段階に於て概観し、併せて de Roover の、それに關する意見を考察しやうとするにある。

本論に入るに先だつて、de Roover の複式簿記法、單式簿記法の概念を明らかにするを要する。

de Roover は複式簿記法の第一要件は複式記帳であるとする。即ち仕譯帳の各項目を一は借方に他は貸方に記帳し、且記帳される價額は同一の貨幣單位を以て表現されるを要する。かくて記帳が正確なれば借方總計と貸方總計は一致せねばならぬわけであるが、この複式記帳は單なる約束ではなく商業交換の事實（給付には反給付を伴ふ）に基づくものである。

第二の要件は元帳が勘定の完全な一揃を包含すること、即ち人名勘定と共に非人名勘定を有することである。

これは前述の複式記帳より生ずる必然の系であると彼は云ふ。かくて元帳には五種の勘定が存在する。人名勘定・價值勘定・費用勘定・成果勘定・資本金勘定であるがこれ又商業の性質に基づくものである。

かくて複式簿記は企業經營の完全な報告をなすに對し、單式簿記は特定の取引のみが記帳され經營の部分的報告に止まるものである。

(註)一 會計方法とは企業の利潤追求獲得の過程に於ける價值及び價值増減の記載方法であり、これは相互に論理的聯關ある、歴史的に展開する簿記(動的記載方法)貸借対照表(靜的記載方法)監査方法(記載の吟味方法)の三者を俟つて完成する。

(註)二 簿記とは簿記法に依つて記載した結果をさす。複式簿記は複式簿記法に依れる結果、單式簿記は單式簿記法に依れる

- 3) 蟻川博士、會計學の問題、p. 21, 法と經濟第三卷第六號。
- 4) R. de Roover, Aux origines d'une technique intellectuelle: la formation et l'expansion de la comptabilité à partie double. Annales D'Histoire Economique Et Sociale, mars et mai, 1937.
- 5) Ibid., mai, p. 270 et suiv.
- 6) des comptes de personnes, de valeurs, de déboursés, de résultats et de

結果である。簿記法は簿記に於て初めて具現するものであると云ひ得る。又單式簿記の特定取引とは後章参照。

## 一 簿記法の起源

商業簿記(簿記法は先づ商業簿記として現れた)は如何なる起源に溯るのであらうか。その源をたどる時吾々は中期の闇の裡に消えゆくを見るが、恐らく封建初期の封鎖乃至家内經濟に於ては、取引は殆ど多くはなく信用も存在せず商取引は即座に決済せられそれを記し保存して置くことは無駄であつたと考へられねばならぬであらう。然し交換經濟が家内經濟に代ると初めて信用の働きが起つた。同時に商取引は増加し商人はやがてその記憶の缺如を避るために記帳するやうになつたと思はれる。かくて商人の最初の帳簿は單なる備忘録にすぎなかつたのである。<sup>(註一)</sup>

事態のかくの如き推移は單なる推測ではない。中世ドイツの商業帳簿は正確なる論據を提供する。ドイツに於ては記帳技術が非常に遅れて居たので同時代のイタリヤの商業帳簿より一層備忘録の原始的形態に接近して居る。最も古い商業帳簿は一三〇四—一三〇七年のニユルンベルヒの羅紗商のものであるが、それは信用取引のみを記帳し、あり得べき訴訟事件の準備のため商取引の取極の際の證人の名前或は債權者のための擔保を指示して居る。債務の完済の際は屢々全く簡單に何等の記述もなく債務を抹殺して居たが、内金拂は之に反し注意深く記されて居た。<sup>8)</sup>

以上は一例であるがこれは他のドイツの商業帳簿に妥當するのみでなくイタリヤのそれも同じである。かくて

capital.

7) A. Chroust u. H. Proesler, Das Handlungsbuch der Holzschuher in Nürnberg von 1304—1307, Erlangen, 1934, p. VI.

8) Ibid., P. XXV.

商業簿記の發生に貢獻した主要要素の一は、商人にとりその債權・債務を記載すること換言せば商人の第三者に對する經濟關係を知ることであると云ひ得る。

商業簿記の發生に貢獻した第二の要素は商事會社（並びに組合）の形成であるが、これは商業簿記の發展に影響が少からず大であつた。

莫大な利潤獲得のため企業精神に滿てる商人と資本家の組合がコムメンダ・ソキエタスマリスの形式の下に中世イタリアに於て特に十字軍以後盛に起つて來たことは周知の所である。この種の契約は吾々の知る商業上の記載の中最古のものを生ぜしめたものであり既に一一五七年のものが存在する。勿論それは商業帳簿ではなく、ジエノアの公證人 (Giovanni Scriba) の記録集の中に挿入されてをバラ／＼の紙に書かれた單なる明細書にすぎぬが、その内容は三度の商業旅行の結果の利益の一人 Ansaldo Baiardus と金貸業者 Ingo di Volta との間への分配に關するものである。かゝる明細書は人々が一時的組合でなく永續的商事會社を作り擴大した商業に従事する時一層重大な役割をなす。嚴密に云つて商取引が餘り大きくない個々の商人は第三者に對する經濟關係を知らば充分であるが、商事會社になると事態は全く別に屬す。多くの理由に依りその外に會社財産を構成する總ての他の要素を記帳する必要が課せられる。會社の財政状態を知ることなくしては期間的に嚴密な根據のもとに利益分配をすること、脱退社員にその持分を拂戻すこと、或は設定行爲滿了の時であれその他の事由に依る場合であれ、清算に進むことは不可能である。最後に社員は彼等の會社業務の視察權を有するからそれを果す手段を提供せねばならぬ。

9) Guido Astui, Rendiconti mercantili inediti del cartolare di Giovanni Scriba, Turin, 1933, V—63 p. 又 G. Falco, Un indovinello paleografico, dans Bollen-tino storicobibliografico subalpino, t. 37, 1935, p. 125—132 の補足的研究を見よ。

かくて商事會社の形成は記帳技術特に財産目錄の作製に關する意義に於て没却し得ぬものである。<sup>(註)一</sup>

最後に他人に屬する財産の管理を第三者に委託する委任も又商業簿記の發生發展のための要素である。委任の法律的性質の如何に關らず受任者が彼の委託者に管理狀況を報知せねばならぬことは云ふまでもない。中世紀の國際商業の際、自分一人であらゆる商取引を取扱ひ得ず屢々彼等の下級の者或は代理人・問屋を外國の大市につかはし代表せしめた。この形式の委任を初め他の多くの委任が存在してゐた。

ドイツの最古の商業帳簿の一はリューベツクの商人たる義兄弟がいすれかの不在の間、止まつて居る一方が不在者のため執つた業務を記した一種の日記帳である。<sup>10)</sup> 又 Johann Töner の商業帳簿<sup>11)</sup> (一三四五—一三五〇) は秩序正しく記帳されて居るがベルギーに於けるチユートン騎士團の代理人たる Johannes Püge の計算書<sup>12)</sup> (一三九一—一三九九)も當時のハンザ商人には珍しい一定の方法と明瞭性とを以て記されて居る。

かくして de Roover は云ふ「信用・商事會社・並びに色々の法律形態の下に於ける委任、これらがそれ故に商業簿記の起源に存在して居た三個の主要要素である。」<sup>13)</sup> それらの役割は特に F. Rörig<sup>14)</sup> に依り明らかにされたのであるが他の歴史家殊に A. C. Lilteton に依つても認められた。彼は然し後の二者を進歩の要素として更に強く主張してゐるのである。<sup>15)</sup>

(註)一 A.-E. Sayous, Les opérations des banquiers italiens en Italie et aux foirs de la Champagne, Revue historique, t. 170, 1932, p. 13 を参照せよ。商人はその帳簿を参照して記憶を確めたのであつた、と彼は云つてをる。

(註)二 この意義は既にウキルヘルム・メチーダに依り指摘せられた。即ち Abhandlungen der K. Preuss. Akademie der Wissenschaften, 1902, ① Über die Quellen der Handelsstatistik p. 24 を見よ。

- 10) F. Rörig, Das älteste erhaltene deutsche Kaufmannsbüchlein, dans Hansische Beiträge zur Deutschen Wirtschaftsgeschichte, p. 188 u. 192.  
11) Karl Koppmann, Johann Töners Handlungsbuch von 1340—1350, Rostock, 1885, XXXVI—72 又 Penndorf, Geschichte der Buchhaltung in Deutschland, p. 7 以下を見よ。

## 二 單式簿記法の發展

中世に於ける商業簿記の發展を追跡するためには先づイタリアに目を向けねばならぬ。そこに於ける中世商業の生誕は諸特徴が既に資本主義的徴候を示す經濟組織の開花を促したのであつた。<sup>16)</sup> あらゆるもの(航海・商業・商業法・銀行技術・保險等)が創造せられイタリア人は經濟に關する領域に於ける革新者であつたが簿記法もその例にもれない。それが先づ發達したのはイタリアに於てであつた。吾々は先づこの地に於ける諸帳簿を通じて人名勘定 (comptes courants) の發展をたどらう。

吾々の知る最舊のイタリアの帳簿は一二二一年の日附のもので、現在まで意見の一致せぬあるフロレンスの銀行に所屬せる un libro ragioni (勘定帳簿) の一斷片である。<sup>17)</sup>

その形式は未だ原始的のものであり初期の備忘録のそれを想起せしめる。屢々商取引の取極に援助した二人の證人の名前を述べて居るが、この記述は明らかに訴訟に於ける證據にする目的であつたと思はれる。<sup>18)</sup> 記述は時代順に相續けられた、即ち顧客が借債を契約するか或は一定額の預金をなすかに應じて借方附け或は貸方附ける。最初の記述の下に一定の空間が残されそこに取引が後になつて決済される事情を記す様にせられた。<sup>19)</sup> 借方項目(當該企業の債權項目)と貸方項目(債務項目)とは間斷なく相續けられ何等それらを區別して記帳することはない。

一二二一年の帳簿は相殺の例を多少含むでは居るが既に眞の人名勘定の存在を云々するは尙早である。そこにあつては未だ各貸附と各預金とは孤立せる取引と考へられて記帳され、如何に返済が果されたかを示すに止るも

12) C. Sattler, Handelsrechnungen des Deutschen Ordens, Leipzig, 1887, p. 37 et suiv. 又 Penndorf, ouv. cité, p. 7 et suiv. を見よ。  
13) R. de Roover, ouv. cité, mars, p. 175. 14) Rörig, ouv. cité, p. 192.  
15) A. C. Littleton, Social origins of modern accountancy, dans The Journal of accountancy, t. 56, 1933, p. 265.

のである。

一二二一年の帳簿に續く諸帳簿は一二七二—七七年のフロレンスの Riccomanno Jacopi の勘定帳簿に就いても、<sup>20)</sup> シエナに於ける十三世紀末の有力な銀行家 Bonsignori のそれに就いても、<sup>21)</sup> 又同時代のシエナの羅紗商のそれに就いても人名勘定に關して何等認められる進歩を示す所がなかつた。例外的に十三世紀の第二半期のシエナに於ける商取引と銀行に従事せる Ugolini 會社<sup>22)</sup>の帳簿に於ては人名勘定への僅かな進歩が考へられる。併し商取引の擴大の結果彼等の帳簿の中に一層多くの秩序を導き又唯一の備忘録に代ふるに各特殊の目的を有する多くの帳簿を使用した。十四世紀初期に於ける有名な商人組合に加はれるフロレンスの有力な Francesco del Bene 會社<sup>23)</sup>は單式簿記を記帳したが非常に多くの帳簿を使用した。これは他面記載の正確性を吟味する目的を具有するものであることを注意せねばならぬ。<sup>24)</sup>

人名勘定の發展過程に於ける新しい段階は、Peruzzi 會社の勘定帳簿<sup>25)</sup> il libro dell'asse; il libro segreto に展開されて居る。

ii libro segreto はその内容の嚴祕の故にかゝる呼稱をもつのであるが、會社の資本金の構成に關するあらゆる事項を集め且各社員の會社に對する地位を示す勘定を包含着して居る。<sup>26)</sup> il libro dell'asse は殆ど吾々の現實の元帳に相應するものである。<sup>(註)</sup> Peruzzi のそれは社員の勘定・仲介人のそれ・代理人のそれ・並びにこの家族が相次いで建設したが既に解散した會社の清算に關する勘定を包含着して居る。例外的に勘定は人に對してのみならず物的勘定即ち會社に依り所有せられた動産・不動産に對しても開かれた。<sup>27)</sup>

16) H. Pirenne, Les villes du moyen âge, Bruxelles, 1927, ch. IV, p. 71 et suiv.

17) Mario Chiaudano, Affari e contabilità dei banchieri fiorentini nel Duecento, dans son ouvrage Studi e documenti per la storia del diritto commerciale italiano nel sec. XIII, Turin, 1930, p. 55. 18) Ibid., p. 57.

19) Ibid., p. 55. Cf. A.-É. Sayous, art. cité, p. 13.



Peruzzi の libro dell'asse<sup>20)</sup> 並びに libro segreto に出現せる勘定に於ては吾々はもはや過去に於ける如く借方項目と貸方項目とが何等の區別なく相續くを見ない。各帳簿は之に反して殆ど同頁數の二つの部分に分割せられる。借方であるものはすべて最初の部分に据えられ、貸方であるものはすべて残りの部分にをかれる。勘定を決算するためには借方項目と貸方項目とを夫々別々に加へ、少なる額を帳簿の他の部分即ち大なる額の存在する側に振替へそれより控除することが必要であつた。

De Roover は *Le Comptes de Peruzzi* 會社の帳簿に於て採用されたのは眞の人名勘定の出現に導く過渡形態である。人名勘定は未だ萌芽形態にあつた。各商取引は孤立せるものと考へられて人々はそれを記述し後に如何にそれが決済されるかそこに記すために白紙を残して居いた。不便は然しながら前以て必要な空間を豫見するにあつた。若しそれが餘りに狭いと記述を縮めるか再三の繰越しに訴へねばならなかつた。これは不秩序或は困亂の原因であつた。Peruzzi の勘定帳簿に於ては之に反して既に第三者を債務者たらしめる總ての取引、並びに第三者を債權者たらしめるあらゆる取引を別々に集めるに到つた。併し相殺はなほ機械的には起らない。そして勘定を殘高計算することは比較的複雑な業務であつた。Peruzzi に於ても同様に各勘定に對して一層大きな空間が控えられて居るがそれは餘りに屢々なる繰越しをさけるためである。人名勘定への決定的第一歩は人々が借方・貸方を相對立的に記帳し始める時から飛越えられたものである。<sup>28)</sup>而して Peruzzi の帳簿に現れたかゝる勘定形式は殆ど同期の F. Daini 家の最初の元帳に於て再び出會ふものである。

借方と相並んで貸方を記載する、即ち勘定に la forme de diptyques を興へた最初の人は恐らくベニス人であつ

複式簿記法の形成過程に就いて

第四十八卷 五七五 第三號 一三五

- 20) Chiaudano, Le compagnie bancarie senesi nel Duecento, dans Studi e documenti, ouv. cité, p. 39.  
21) Guido Astuti, Il libro dell'entrata e dell'uscita di una compagnie mercantile senese del secolo XIII (1277—1282). Turin, 1934, p. XI et XII.  
22) Chiaudano, Il libro delle fiere di Champagne della compagnia degli Ugolini,

たと考へられる。<sup>(註三)</sup> 實際フロレンスに於て十四世紀の終り頃斯かる勘定はベニス式 (*alla veneziana*) と噂した。一三二八年の *Paliano Falco* に屬する勘定帳簿より明らかなる如きである。

かくて *de Roover* は次の如く云ふ「勘定の借方・貸方をベニス式に並べる時より人名勘定は決定的外形を受けしたが、その源は簿記方が特に債權の更改や相殺に關する法律の見地に於て發明の能力を疑ふことなく解決に到達した輪廓の問題に結び附いて居る。」<sup>(註四)</sup>

×

×

以上イタリヤに於ける人名勘定のベニス式に依る記帳への展開(先述の如く *de Roover* は債權・債務の記載及び相殺(更改)の見地より展開する。)を注目しつゝ述べて來た諸帳簿は所謂單式簿記と指稱するものであるが、吾々は更に之に就き諸特徴を考察せねばならぬ。

最初人々は債權者・債務者に對してのみ勘定を開いたが商業の發達と共に間もなく非人名勘定を開くことを必要とした。殊に他人或は團體に屬する資本の詳細な報告を必要とした商事會社或は財産管理の場合に特に然りであつた。

最初の非人名勘定と思惟せられるものは、十三世紀の終り頃シャムバーニユのメツセを屢々訪問せるイタリヤ商人の會社の帳簿の一斷片である。そこに於ては會社の社員と考へられる *Reniero el Baldo Fini* がメツセ滯在中に支出した費用に對し勘定が開かれて居る。<sup>(註五)</sup> 十四世紀中に非人名勘定の使用は一般化し、フランスに於ても地方的商業のみならずコムメンダその他の形態で規則正しくレバント商業に参加したナルボンヌの商人 *Jacme Olive*

*mercanti senesi nella seconda meta del secolo XIII, dans Studi e documenti, ouv. cité.*

- 23) Armando Saponi, *Una compagnia di Calimala ai primi del Trecento*, Florence, 1932, p. 224. 24) *Ibid.*, p. 256.

25) Armando Saponi, *I libri di commercio dei Peruzzi*, Milan, 1934

vid. は、人名勘定と相並び一列の旅行勘定を包含してをる。<sup>31)</sup> この勘定はレバントに送られる財貨の價格を借方附け又運賃並びに荷造費・管理費・運搬費等を以て同じく借方附けて居るが、この色々の借方總額は企業に引入られた資本金額をあらはすものである。各旅行勘定は又行爲の日附け並びに公證人の名前を述べて居る。

財産目録並びに摘要表は屢々バラ／＼の紙に記載された。これ從來その存在を否定された所以であるが、イタリヤに於ては十四世紀の商事會社にとりその作製は一般的であり、又諸外國に於ても知られて居た。<sup>(註)四</sup> 中世期以來、商事會社に於ては利益或は損失の決定並びに分配は綿密に作られた財産目録に基づいたものである。<sup>(註)五</sup> フロレンスに於て十五世紀の初に於ける租税の取立は、商人が義務的に官廳に提出せねばならなかつた、財産目録に基づいてなされた。<sup>(註)五</sup> 銀行家も又第三者に對する經濟關係を知る目的でその表を作製することを習慣として居た。

最初、中世商人は唯一の帳簿のみを記帳したが商取引の擴大と共にそれを細分するか、或は多くの帳簿に依り代ふるに到つた。その使用數と性質は企業毎に變つて居たが、<sup>32)</sup> 十四世紀のイタリヤの大會社に於ては非常に多數使用されてゐた。

併しそれは單に商取引の擴張と複雑性のみには依るものではない。一層巧に簿記を組織することに依り確にその數を減少することが出來たであらうが、幾分か主要帳簿と重複するこれら補助帳簿の多數の使用は技術的手段の不完全の故に必要化されたものであり、既に代理人や分業を含みその活動が多方面の領域にわたる企業内部に於ける活動の統制を完全に果すことを目的としたことを忘却してはならぬ。<sup>34)</sup> 帳簿を相互に突き合はせることに依つて記載の一致を(かくて正確性を)了解することが出來たのである。後に、複式簿記法は一層單純な一層合理的な

26) Ibid., p. XXII.

27) Saponi, Libri dei Peruzzi, p. XXV.

28) R. de Roover, ouv. cité, mars, p. 181.

29) R. de Roover, ouv. cité, mars, p. 181. なお Sayous, art. cité, p. 23 參照。

30) F. Carabrellese, Un nuovo libro di mercanti italiani alle Fiere di Sciampagna,

手段に依りこの正確性の吟味を果すにいたる。<sup>(註六)</sup>

單式簿記法に内在せる缺陷にも關らず中世商人はゾムバルトの言に反して正確に且巧妙に彼等の商取引の必要に適應せしめてゐたが、de Rover はイタリア以外ドイツ・フランス・イギリス・オランダ・ベルギーの諸史料を比較・研究して云ふ「かゝる商業簿記が急速な發展をなし事實比較的短期間の中に著しい進歩をなしたのは、經濟活動の最も烈かつたイタリアに於てであつた。經濟的に餘り發達して居ない他の國々(フランス・ドイツ・イギリス等)に於ては、それはユルノ進歩しその完成は一層遅れて居た。フランダースのみが例外をなした。<sup>(註八)</sup>それがアルプスを越え又はベルギーに滞在するイタリア人と取結ぶ密接な關係に基づき、イタリアの簿記法が他國より早く紹介されたものである。」<sup>(註五)</sup>

中世奥深く根をおろして争ふ可くもなく單式簿記法は複式簿記法より舊い。後者は一三四〇年頃ジェノアに始めて適用された史實を有するが、それは除々と前者にとつて代つて行つたものである。<sup>(註六)</sup>

(註)一 元帳の意味に於ける libro dell'asse は後で libro grande, libro maestro 或は libro maggiore に依り代られる。Frönence Edler. Glossary of mediaeval terms of business, Italian Series, 1200-1600, 1934, p. 160 et 162 参照。

(註)二 イタリアに於ては Conti a sezioni contrapposte, ドイツに於ては Gegenüberstellung オランダに於ては scoutrorum, イギリスに於ては bilateral form の語を使用してゐる。

(註)三 不幸にして十四世紀中何等の例もベニスに於て適用されてゐるの見出さないが、史料の缺陷が原因であると思はれる。ジェノアに關しては十四世紀の初期銀行家が相並べる二欄に於て記帳したことがわかつた。一三四〇年以前にかく複式簿記を持つが、これは勿論勘定のベニス式を意味する。

dans Archivio storico italiano, V<sup>e</sup> série, t. 18, 1894, p. 362.

31) Alphonse Blanc, Le livre de comptes de Jacme Olivier, marchand carbonnais du XIV<sup>e</sup> siècle, Paris, 1899, t. 2. VI—672 p.

32) A. Ceccherelli. I libri di mercatura della Banca Medici e l'applicazione partita doppia a Firenze nel secolo decimoquarto, Florence, 1913, p. 69.

(註)四 フランスに於てボーニス兄弟の帳簿にその存在を推測せしめるし、又ベルギーのギヨーム・ルエレの帳簿に於ても存在する。

(註)五 B. Penndorf, Luca Pacioli, p. 25, H. Sieveking Aus geneiser Rechnungs- u. Steuerbüchern を参照せよ。一四五八年この制度は放棄せられたが、それは多くの詐欺を生ぜしめるからであった。

(註)六 即ち勘定に内在する體系を以て多くの分割的帳簿にとつて代らしめる結果となり、誤謬の可能性や重複を免れない財産目録や摘要表に代ふるに殘高表を用ふる。

(註)七 イタリヤ以外の諸史料は紙數に制限ある故他日を期す。

(註)八 ヘルギーに於ては十四世紀の二人の兩替商 (Guillaume Keyelle, Colard de Marke がヘニス式に依る單式簿記を記帳した史料を發見する。

### 三 複式簿記法の成立

複式簿記法は何時何處で發生したのであるか。ローマ人に依り發明されたとの言に反し、<sup>(註)一</sup>複式簿記法は十四世紀以前に於ては知られて居なかつた。吾々の知る最初の適用の記録は一三四〇年のジェノア官廳の帳簿である。<sup>37)</sup>

それはジェノアの都市共和國の財務管理を引受けた主要検査員 (Massari) の勘定を包含する一系列の帳簿である。借方と貸方とは相對して並べられてをり、借方は *debet nobis pro* (そのために彼は吾々に債務を負ふ) なる言葉に依り指示され貸方は *recepimus* (吾々は受領した) に依り指示されて居る。公證人・職員・租稅徵集人等色々の人々に開かれた人名勘定と相並んで、そこに價値の勘定 (現金・胡椒・絹・蠟等) と資本金勘定の機能を果す都市共和國の勘定を見出す。經費は *Avarie* (雜費勘定) にもたらされ一方商品に關する損失と兩替の利益は *Proventus*

複式簿記法の形成過程に就いて

第四十八卷 五七九 第三號 一三九

- 33) Rörig, Hansische Beiträge, p. 193.  
34) Saporì, Compagnia di Calimala, p. 216 et Libri dei Peruzzi, p. XVII, Ceccherelli, Scritture commerciali, p. 18.  
35) R. de Roover, Aux origines, ouv. cité, mars, p. 193.  
36) F. Besta, ouv. cité, t. II, p. 439. Penndorf, Luca Pacioli, p. 47.

cambii et dampnum de rubra vendita (兩替取引からの利益と販賣された商品の損失) と呼ばれる損益勘定に記帳される。すべての金額は同一貨幣單位たるリーラ<sup>38)</sup>に於て表現せられ各項目は反對記帳を伴ふ。

かくて一三四〇年のジェノア官廳の帳簿は疑なく複式簿記法に於て記帳されて居るが、これは銀行から取入れられたらしく銀行家は十四世紀の初に複式簿記法に於て記帳して居たと考へられる。<sup>40)</sup>

ジェノアのサン・ヂョルヂヲ銀行は一四〇八年以來複式簿記法に依つたが、既に一四〇八年の終りに殘高表の作製を見る。<sup>41)</sup>

×

×

而らば單式簿記法から複式簿記法へ如何に移つて行つたか。複式簿記法成立のため如何なる要素が働いたか。

こゝに一、二の史料を中心にして考察して見やう。

先づ Francesco Datini<sup>(註11)</sup>の帳簿を見る。

最初の元帳例へばアヴィニヨンのA帳簿に於ける勘定形式は殆ど同期の Penzani の勘定帳簿のそれと發展の同じ段階に屬して居る。<sup>(註12)</sup>即ち帳簿は殆ど同頁數の二部分に分割せられ、勘定の借方は最初の部分を貸方は残りの部分を占める。勘定はいはゞ分解されて居り借方項目と貸方項目とは夫々別個に統一されて居る。勘定の決算は Penzani に於けるそれと同様に行はれた。(借方の總額或は貸方の總額のいづれかを他の一方の下に移し控除する)。同一の處分は現金帳に於ても存在する。收入と支出とは同様に區別され前半は收入、後半は支出のため控えられる。

人に對する勘定と相並んで初期の諸帳簿は、既に資本に於ける特分のため社員に開いた勘定・商品・動産・現

37) B. Penndorf. Luca Pacioli, p. 1 et suiv. F. Besta, A. Dupont, R. Brown の諸著參照。  
 38) Lira, L., ラテン語の libra, 略語 lb. = 20 soldi = 240 denari.  
 39) F. Besta, ouv. cité, t. III, p. 279; Penndorf. Luca Pacioli, p. 3.  
 40) Besta, ouv. cité, t. III, p. 279. 41) B. Penndorf, Luca Pacioli, p. 6.

金・家事の費用・管理費用の勘定の如き、一定の非人名勘定を包含する。

次の帳簿に於ては各勘定の借方と貸方が相對立する二頁にならべられる。<sup>42)</sup> 一三八三年に初まるピサの支店の元帳が示す如くこの新形式は初に第三者との人名勘定にのみ採用された。而るに非人名勘定に對しては舊式の勘定が依然使用されてゐた。<sup>43)</sup> この變容の完成する間に勘定の體系は先に缺けて居た諸勘定の附加に依り完成する。かくて元帳の諸項目は反對記帳の起る頁數と参照とがあたへられ、この時から總ての必要な諸要素は複式簿記法が有効に適用出来る様に統一せられる。<sup>44)</sup>

かくして成立した複式簿記法は十四世紀の終りに F. Daini の諸商店に於て實施せられた。即ち一三九六年よりマジョルカ島のパルマ並びにバランスに、一三九八年以來プラト並びにアヴィニオンに等である。<sup>45)</sup>

F. Daini の帳簿は單式簿記法から發して漸次に複式簿記法の完成に導く發展の過程を少なくとも多少の正確さを以て示す意義あるものであるが、de Roover は云ふ「この發展に於て二要素が決定的役割を演じた。即ち人名勘定と非人名勘定との完全な體系への統制、<sup>46)</sup> 並びに終局に於て借方と貸方とを相互に對置せしめることに依り實現された適當なる形態に於ける勘定の呈示」<sup>47)</sup> と。<sup>48)</sup>

併し吾々の更に追究すべき點は何がこの二要素を作用せしめたのであるか。又體系への統制と抽象的に云ふも吾々の現實の元帳に於て見る財産勘定系統と資本勘定系統との反對記帳（前者に於ては財貨の企業への入は借方へ出は貸方へ、後者に於ては企業への入は貸方へ出は借方へ記帳する。）これと共に試算表を通して巧妙に記載結果を吟味する仕組は如何にして生起するに到つたであらうか、である。

42) G. Corsani, ouv. cité, p. 45. 43) Ibid., p. 82-83. 44) Ibid., p. 70.

45) Ibid., p. 91. 46) l'intégration. 47) la présentation.

48) R. de Roover, Aux origines, ouv. cité, mai, p. 275.

單式簿記法から複式簿記法へ發展する他の史料を吾々は Medicis 家の分家に見る。<sup>(註四)</sup>

一四三一—三四四年の元帳は F. Datini の最初の元帳 (アヴィニオンの A 元帳) と同一の形態の勘定であり、Spese minute de bottega (店の雜費勘定) Avanzi e disavanzi (損益勘定) の二個以外は人名勘定のみであつた。

元帳以外に多數の帳簿を、殊に libro dei debitori e creditori (交互計算簿) libro di entrata e uscita (現金帳) libro comprare e vendite (仕入賣上帳) quaderno di cassa (他の現金帳) を記帳したが、企業の産業的性格は更に他の帳簿を記帳することを必要ならしめた。<sup>49)</sup> 製絲職工並びに機械職工に對する勘定の爲に libro dei filatori e tessitori を、染色職工・仕上げ職工並びに他の勞働者に對しては libro dei tintori e lavoranti を用ひた。de Roover は云々「吾々が今迄敘述して來た色々の帳簿は原料の諸製造過程の通過、並に働き人に對する賃銀又は報酬の支拂に關し非常に有效な統制を設定してをる。家内勞働制廣の下に於てはこの統制は機械主義の勝利以來産業を支配して居た「集中」工場制度に於けるに劣らず必要であつた。(然し更に) 早くも現存せるこれら諸帳簿が製造過程に於ける浪費をさけるためのみではなく、大略生産費決定のため利用され得たのが認められる。<sup>50)</sup>」

一四四一年以來 Medicis 家に於ては勘定のベニス式に出會ふのであるが元帳はなほ損益勘定を除いて非人名勘定をとり入れては居ない。<sup>51)</sup> かくて十五世紀中分家は單式簿記法に固執して居た。

複式簿記法が單式簿記法にとつて代ると今までの分割的諸帳簿の重要性を著るしく減じそれらを補助帳簿の地位に退けしめる。同時にそれは製造勘定の出現を惹起するのであるが、その勘定は一層綜合的に工業生産の状態並びに結果を表現するものである。十六世紀以來 Medicis 家は複式簿記を記帳してゐた。先行時代の分割的諸帳

49) F. Edler, ouv. cité, p. 355.

50) R. de Roover, Aux origines, ouv. cité, mai, p. 293 et suiv.

51) F. Edler, p. 357.



簿の外に、工業經營に關する殆ど總ての勘定を集中する *Quaderno di Manifattori* (職工帳簿) が加つて來た<sup>52)</sup> 働き人 (職人・労働者等) の諸帳簿に書かれて居るあらゆる項目は *Quaderno di Manifattori* に集められる。労働者・徒弟・職人の勘定以外に一般費用・經營費用・浪費の如き多くの非人名勘定も存在するを認める<sup>53)</sup>。元帳には *Quaderno di Manifattori* が同一名稱の勘定に依り代表される<sup>54)</sup>。この勘定の残高は先の *Quaderno di Manifattori* の残高と一致するものでありその結果を全總額の中に綜合するものである。Medicis に於ても又現代の工業會計に於る製品賣上勘定に充分相似て居る *Panni lavorati e finiti* (毛織物完成品) 勘定が存在する<sup>55)</sup>。それは製造された毛織物の販賣を以て貸方附けられて居る。勘定の締切に於ては作業過程に於て消費される羊毛・著色・並びに經營の負擔となるあらゆる費用が借方附けられる<sup>56)</sup>。この記載を終つた後に存在する貸方残高は利益を現し損益勘定に繰越される。

de Rover はこゝにも同一の發展が現れて居るとなすが<sup>57)</sup>、上述の二要素を觀察する限りに於て何等問題の解明ならざること前述せる如くである。

X

X

かくして複式簿記法はベニスに完成されて十四世紀の第二半期並びに十五世紀中に全イタリアに弘まつて行つた。

フロレンスに於て、Medicis の本家 Averardo de Medicis から發せる一三九五年に溯る元帳は複式簿記法が適用されて居るが<sup>58)</sup>、それ以後も又同様であつたやうに思はれる。ベニスに於ては、複式簿記法にて記帳された最舊

52) F. Edler, *ouv. cité*, p. 383 et suiv.

53) *Ibid.*, p. 385.

54) *Ibid.*, p. 367.

55) *Ibid.*, p. 363 et suiv.

56) R. de Rover, *Aux origines*, *ouv. cité*, mai, p. 275.

57) R. de Rover, *Aux origines*, *ouv. cité*, mai, p. 275.

58) Ceccherelli, *Libri di mercatura della Banca Medici*, p. 22; Sieveking, *Die*

帳簿は Donato Soranzo e Fratelli 商會より發せるものである。<sup>59)</sup> 舊帳簿(一四一〇—一六)・新帳簿(一四〇六—三四)の二種存在し、前者は損益勘定並びに資本金勘定を缺き未だ單式簿記なるが後者は明らかに複式簿記法を示して居る。Barbigo 家の帳簿の中には一四三〇—八二年にわたり殆ど繼續せる一系列の仕譯帳と元帳とを見る。<sup>60)</sup> 複式簿記法が最も完全な形式の下に一樣に適用されて居る。十五世紀に於て複式簿記法はたゞにイタリアに適用されたのみならず、イタリア人が外國に於て建てた數多の店舗に於ても利用された。コンスタンチノーブルに店舗を有するベニス商人 Jacomo Badoer のそれがあげらるべきである。

以上結論して de Roover は云ふ「複式簿記法はそつくり發明されたものではない。それはイタリアに於て十四世紀の初め頃支配して居り、資本主義の發展と有力な商事會社の形成を促した經濟状態にはぐくまれて生じて來たものである。フランシスカンの僧 Luca Paciolo が一四九四年最初の簿記書を發表してよりアルプスの南部に擴り外國に於けるイタリアの店舗にまで及んだ。」<sup>61)</sup>

(註)一 F. Besta, *La Ragioneria*, t. III, p. 336 et suiv. 並に A. Dupont の著書を見よ。複式簿記法のローマ發明説で噂の高いのは一八二〇年ニーブルガシエロの原文の發見に相次いで主帳した場合であるが、それは収入と支出の平衡のみを述べにすぎず複式簿記法とは全然別のものである。

(註)二 Enrico Bensa, *Francesco di Marco da Prato*, Milan, 1928, p. 17. F. Dalini 或は F. di Marco da Prato, 彼は一三三八年の出生、商取引に従事しフロレンス・プラト・ピサその他各地に商會、支店を設立し大に繁榮した。プラトには彼に依り建てられた商會、支店より發せる商業帳簿が五〇〇を下ることなく保存されてゐる。

(註)三 この點 de Roover は勘定は借方貸方に分けられ積み上げられてゐるとの Corsani の解釋に反對する。なほ G. Corsani, *I fondaci e i banchi di un mercante pratese del Trecento*, Prato 1922, p. 45, 69. を參照せよ。

(註)四 本家は主に銀行と金融に従事してゐたが、分家は十五世紀の初め以來毛織物マニファクチュア (Arte della Lana) に加入し、フロレンスに於て非常に盛んで當時問屋制家内工業の域まで進んで居た羊毛業を督むてゐた。

Handlungsbücher der Medici, p. 29.

59) H. Sieveking, *Aus venetianischen Handlungsbüchern*, Schmoller's Jahrbuch, t. 25, p. 1490 et 1502.

60) F. Besta, *ouv. cité*, t. III, p. 304 et 305.

61) R. de Roover, *Aux origines*, *ouv. cité*, mai, p. 278.

以上に於て de Roover に頼りつゝ複式簿記法の起源、イタリアに於けるその完成を述べ、所謂イタリア式簿記法なるものゝ主要なる發展段階を概観し且 de Roover の意見を研究して來た。

商業簿記と共に先に Medius の分家に於て眺めて來た如く工業(複式)簿記の端緒と見らるべきものが早くも中世に於て現れて來た。先例以外に、十五世紀に於けるラグーサの貨幣鑄造局の簿記<sup>62)</sup>、一五六三年 Christophe Plantin と學藝保護者との間に形成せられた會社の簿記<sup>63)</sup>、十六世紀後半期に於けるケッセン並びにキッツビュールに於ける銀鑛山の簿記<sup>64)</sup>がその例である。de Roover は云ふ、往時工業簿記は原價の殆ど數學的なる決定の目的のためには合理的に組織されなかつた。上述の例が證明する様に然しそれが機械主義の出現以前に存在しなかつたと主張することは云ひ過ぎであらう。之に反して中世紀以來人々は産業市場、原料の使用に關し會計的統制を實現するに腐心して居たのである。<sup>65)</sup>

de Roover はイタリアを中心として歐洲諸國(ドイツ・フランス・イギリス・オランダ)<sup>(註一)</sup>の諸史料を研究・比較して複式簿記法の形成過程を綜合的に考察する。即ち――

簿記法は先づ商業簿記として發生し、信用・商事會社・委任をその起源に於ける主要要素として有し、單式簿記法の段階を経て複式簿記法に展開する。即ち單式簿記法に於て債權・債務の記載並びに相殺・更改を通して勘定のベニス式への發展、かゝる勘定の非人格的性質の事物への適用即ち物的勘定の出現、最後に de Roover の研究に依れば「人名勘定と非人名勘定との完全な體系への統制、並びに借方と貸方とを相互に對置せしめることに依り實現せられた適當なる形態に於ける勘定の呈示」の二要素の作用に依り複式簿記法となる。而してかゝる簿記法は既に資本主義的徴候を示す經濟活動の最も烈しかつたイタリアに於て、先づ第一に比較的短期間の中に

62) C. Leyerer, Aus dem Rechnungsbuche der Ragusaner Münze, dans Hochschulwissen, t. 9, 1929.  
63) R. de Roover, Coup d'oeil sur l'histoire des comptes en Belgique depuis le moyen âge jusqu'à la Révolution brabançonne, dans R. belge de s. commerciales,

完成したものである。かくて彼は複式簿記法はそつくり發明されたものではなく、イタリアに於て十四世紀の初め頃支配して居り、資本主義の發展と有力な商事會社の形成を促した經濟状態にはぐくまれて生じて來たものであることを認める。

de Roover の新しい貢獻は、(イ)從來に比しはるかに正確な複式簿記法の概念の下に、イタリアを中心として歐洲諸國の諸史料を研究比較し、資本主義的經濟活動、商事會社の成立と複式簿記法の形成發展との密接な聯關を認めたこと、(ロ)勘定形式のベニス式への展開を債權債務の記載並に相殺・更改——原動力は信用取引の増大である——の見地より解明せんとしたことである。而してこゝに留意すべきはペンドルフ其の他が單式簿記法の勘定形式を單純に *untereinander* としたに對し別様に觀察した點である。<sup>(註二)</sup>

然し、未だ(一)單式簿記法から複式簿記法への移行に於て作用した要素に關する探究が不徹底であり、從つて單式簿記法から複式簿記法への移行の必然性を解明し得ず、(二)人名勘定に於て使用された勘定形式 (*Soll Haben*) が如何にして事物(商品、資本等)に適用せられ現實に見る如き巧妙な仕組が成立したか、<sup>(註三)</sup>(三)かゝる商業資本時代の簿記法が如何なる特殊性の制約の下に立たざるを得なかつたか、の諸點——一般的には資本主義的經濟活動と簿記法との内面的聯關につき、問題は今後に残されてゐると云はねばならぬ。

(註)一 ポルトガル、イスパニヤの研究を缺くは史料の缺如に依る。

(註)二 *nebeneinander*(借方貸方の對置、ベニス式)に對して云ふ。然れどもその内容は明確ならず。Penndorf, Luca Pacioli, *ouv. cité*, p. 19, p. 29-30 並びに本論文第三章前半を參照せよ。

(註)三 *Soll Haben* が本來の意味を固持する限り、そのまゝでは事物に適用される性質のものではない。しかるに現實に事實の示す如く適用され、而も財産勘定系統と資本勘定系統とは全く反對記帳となる結果となり、かくて試算表を通して見事に記載の正確性を吟味する。これは如何にして成立したか。

64) B. Penndorf, *Buchhaltung in Deutschland*. p. 93.

65) R. de Roover, *Aux origines*, *ouv. cité*, mai, p. 295.